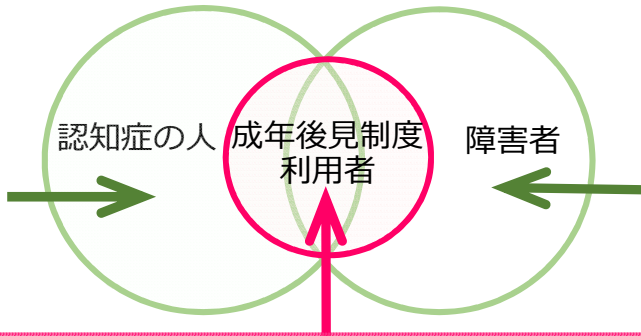


判断能力が十分でない人の権利擁護

認知症の人の
日常生活・
社会生活における
意思決定支援
ガイドライン

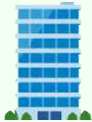


障害福祉サービス
等の提供に係る
意思決定支援
ガイドライン
※障害福祉サービスを
利用する障害者のみ

基本計画

= 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、
意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行う

厚生労働省



- ・ 権利擁護の施策を担う立場
- ・ 意思決定支援に関する調査研究事業を実施
- ・ 後見人支援機能を果たす中核機関の設置を推進
- ・ 利用者の関係団体等とのパイプ



- ・ 権利擁護の観点からの検討
- ・ 全国の自治体・中核機関への周知

裁判所



- ・ 司法機関として後見制度の運用を担う立場
- ・ 後見人の選任・解任，監督，後見人に対する報酬付与



- ・ 監督を行う観点からの検討
- ・ 裁量を逸脱し必要な意思決定支援を実践しない後見人を解任

専門職団体



- ・ 後見人として意思決定支援を実践する立場
- ・ 意思決定支援についてのノウハウを保有



- ・ 実行可能な指針とする観点からの検討
- ・ 指針に基づく後見事務の実践

連携して検討

利用者の視点



後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定

検討状況

令和元年5月15日に第1回ワーキンググループを開催

ワーキンググループ参加：厚生労働省，最高裁判所家庭局，専門職団体※

※日弁連，日司連，リーガルサポート，日本社会福祉士会